

(証券コード 8801)

平成21年6月26日

## 株 主 各 位

東京都中央区日本橋室町二丁目1番1号

**三井不動産株式会社**

代表取締役  
社 長 岩 沙 弘 道

### 第97回定時株主総会決議ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととおよこび申し上げます。

さて、本日開催の当社第97回定時株主総会において、下記のとおり報告ならびに決議されましたので、ご通知申し上げます。

敬 具

記

- 報告事項**
1. 第97期（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第97期（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）計算書類報告の件

本件は、上記の内容を報告いたしました。

#### 決議事項

**第1号議案 剰余金の処分の件**

本件は、原案どおり承認可決され、期末配当金は、1株につき11円と決定いたしました。

**第2号議案 定款一部変更の件**

本件は、原案どおり承認可決されました。

なお、変更内容は3、4頁に記載のとおりであります。

### 第3号議案 取締役11名選任の件

本件は、原案どおり岩沙弘道、大室康一、曾田立夫、松本光弘、影山美樹、青木利晴、早川吉春の7氏が再選され、新たに飯沼喜章、藏本誠三、菰田正信、浦野光人の4氏が選任され、それぞれ就任いたしました。

なお、青木利晴、早川吉春、浦野光人の各氏は、社外取締役であります。

### 第4号議案 取締役賞与支給の件

本件は、原案どおり当期末時点の取締役6名（社外取締役を除きます。）に対し、取締役賞与を総額212,700,000円支給することに承認可決されました。

以 上

なお、本総会終了後に開催された取締役会において、代表取締役社長に岩沙弘道、代表取締役副社長に大室康一、曾田立夫、専務取締役に松本光弘、影山美樹、常務取締役に飯沼喜章、藏本誠三、菰田正信の各氏が選定され、それぞれ就任いたしました。

また、平成21年5月19日に開催された監査役会において、引き続き永田和一氏が常勤の常任監査役であることおよび磯辺真幸氏が常勤の監査役であることを確認いたしました。

## 配当金のお支払いについて

第97期の期末配当金（1株につき11円）は、同封の「期末配当金領収証」により、払渡期間内（平成21年6月29日から平成21年7月31日まで）に最寄りのゆうちょ銀行全国本支店および出張所ならびに郵便局（銀行代理業者）でお受け取りいただきますようお願い申し上げます。

なお、配当金の口座振込をご指定の方には、「期末配当金計算書」および「お振込先について」を、株式数比例配分方式をご指定の方には、「期末配当金計算書」および「配当金のお受け取り方法について」を同封しておりますので、内容をご確認いただきますようお願い申し上げます。

## 定款一部変更の内容

(下線は変更部分)

変更前定款	変更後定款
<p>(株券の発行)</p> <p><u>第8条</u> 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>(<u>単元株式数および単元未満株券の不発行</u>)</p> <p><u>第9条</u> 当社の単元株式数は、1,000株とする。</p> <p><u>2 当社は、前条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りではない。</u></p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p><u>第10条</u> 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(4) 次条に定める請求をする権利</p> <p>(単元未満株式の買増し)</p> <p><u>第11条</u> (条文省略)</p>	<p>(削 除)</p> <p>(単元株式数)</p> <p><u>第8条</u> 当社の単元株式数は、1,000株とする。</p> <p>(削 除)</p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p><u>第9条</u> 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(4) 次条に定める請求をする権利</p> <p>(単元未満株式の買増し)</p> <p><u>第10条</u> (現行どおり)</p>

(次頁につづく)

変更前定款	変更後定款
<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第12条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>3 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p> <p>第13条 ） (条文省略)</p> <p>第40条  (新 設)</p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>3 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p> <p>第12条 ） (現行どおり)</p> <p>第39条</p> <p>附 則</p> <p>第1条 当社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p> <p>第2条 前条および本条は、平成22年1月5日まで有効とし、同日の経過をもって前条および本条を削るものとする。</p>

以 上